

## 手話通訳者・要約筆記者派遣の申請方法（個人申請用）

◆ 手話通訳や要約筆記が必要な方は、下記の方法で申請することができます。

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣申請書を、原則派遣してほしい日の7日前までに、生駒市福祉センターへ持参又は、FAXしてください。  
（急病、事故、通夜などの緊急時の手話通訳者派遣は24時間受付します。  
メール可）
- ② 手話通訳者、要約筆記者が決まりましたら、生駒市福祉センターより決定のお知らせをFAXいたします。

◆ 手話通訳者や要約筆記者を派遣できる内容は下記の通りです。

- ・ 医療機関、保健機関等における受診や相談
  - ・ 学校における行事、相談 等
  - ・ 労働における相談 等
  - ・ 福祉関係団体等の会議、会合 等
  - ・ 公的機関等における手続、相談、行事 等
  - ・ その他市長が適当と認めるもの・・・要相談(冠婚葬祭など)
- ※ 政治的、宗教的活動及び営利目的のものには派遣できません。

◆ 派遣申請ができる人は下記の通りです。

- ① 生駒市に住所を有する聴覚障がい者等
- ② 生駒市に住所を有する人で、聴覚障がい者等との意思疎通を必要とする人
- ③ 生駒市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で、聴覚障がい者等との意思疎通を必要とする人

◆ 問い合わせ・申請先

生駒市福祉センター（火曜日～日曜日 8時30分～17時15分 月曜日休館）

住所：生駒市さつき台2丁目6-1

FAX：(0743) 73-0294 TEL：73-0700

メール：[i-syuwa@kcn.jp](mailto:i-syuwa@kcn.jp)